

厚生省令第百十八号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年九月二十二日

厚生大臣 津島 雄二

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一毒物の項第十八号を次のように改める。

十八 S・S・ビス（一・メチルプロピル）〃O・エチル〃ホスホロジチオアート（別名カズサホス）

及びこれを含む製剤。ただし、S・S・ビス（一・メチルプロピル）〃O・エチル〃ホスホロジチオアート〇%以下を含むものを除く。

別表第一劇物の項第十一号の九中(130)を(134)とし、(110)から(129)までを(114)から(133)までとし、(109)を(112)とし、(112)の次に次のように加える。

(113) 四・プロモ・二・(四・クロロフェニル)・一・エトキシメチル・五・トリフルオロメチルピロ

ール・三・カルボニトリル(別名クロルフエナピル)○・六%以下を含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中(108)を(111)とし、(67)から(107)までを(70)から(110)までとし、(66)を(68)とし、(68)の次に次のように加える。

(69) 二・シクロヘキシリデン・二・フェニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中(65)を(67)とし、(30)から(64)までを(32)から(66)までとし、(29)を(30)とし、(30)の次に次のように加える。

(31) N・(一・シアノ・一・二・ジメチルプロピル)・二・(二・四・ジクロロフェノキシ)プロピ

オンアミド及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中(28)を(29)とし、(22)から(27)までを(23)から(28)までとし、(21)の次に次のように加える。

(22) 四・クロロ・二・シアノ・N・N・ジメチル・五・パラ・トリルイミダゾール・一・スルホンア

ミド及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第四十七号を次のように改める。

四十七 S・S・ビス(一・メチルプロピル)〃O・エチル〃ホスホロジチオアート(別名カズサホス
一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・S・ビス(一・メチルプロピル)〃O・エチル〃ホスホ
ロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

附 則

この省令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、
公布の日から施行する。